

裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成23年5月15日付けで提起のあった、市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき平成23年5月6日付け第1号で行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件処分を取り消す。

理由

1 審査請求の趣旨および理由

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

処分庁は、給与明細書の収入金額を認定しているが、休むときは代理人に仕事を代わってもらい、その分を代理人に支払っているため、給与明細書の金額の収入はない。また、親からの援助があるということであるが、住むところ以外は一切援助してもらっていない。

2 認定事実および判断

(1) 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書および反論書ならびに処分庁から提出のあった弁明書および関係資料によれば、次の事実が認められる。

平成23年4月20日 審査請求人および母が来所し、審査請求人から処分庁へ、体調が思わしくなく、子どももよく悪くなり、仕事もうまくいかないとの理由により生活保護の申請がある。

平成23年4月25日 処分庁は、病院精神神経科の主治医を訪問し、審査請求人の病状を聞き取る。主治医から「審査請求人の病状は、離婚・育児からのストレスによる不眠のため、安定剤および睡眠剤のみを処方した。現在も就労しており、軽労働作業程度の仕事ができる。」との意見を得る。

平成23年5月6日 処分庁が、平成23年5月6日付けで審査請求人の就労収入および両親からの援助等により最低生活を維持することが可能なためという理由により本件処分を行う。

平成23年5月15日 審査請求人が、本件処分を不服として、審査庁に審査請求書を提出する。

(2) 判断

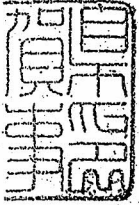
処分庁は、審査請求人の稼働能力について弁明書で言及しているが、保護申請却下通知書には、「あなたの就労収入およびあなたの両親からの援助等により、最低生活を維持することが可能なため本申請を却下します。」と記載されており、審査請求人の稼働能力は却下理由となっていないため、就労収入および両親からの援助等を理由として却下したことが妥当であったかという点について判断を行うものとする。

まず、就労収入についての当事者間の争点は、審査請求人は、仕事を休む場合は、審査請求人が代理人をたて、代理人に対し賃金を支払わなければならないため、XXXXXXXXXXにおける就労収入額は給与明細額より少ないとの説明を行っているのに対し、処分庁においては、審査請求人からの証拠書類の提出がなく、審査請求人の代理人をたてた日時も覚えていないとの返答により、給与明細書に基づきXXXXXXXXXXにおける就労収入額の認定を行ったが、そのことが適切であるかどうかであるので、その点について判断する。

生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第10によると、保護の要否および程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入との対比によって決定することとされ、また、生活保護法による保護の実施要領について（平成38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第8において、勤労収入のうち常用収入については、本人から申告させるほか、前3箇月分および当該月分の見込みの内訳を明記した給与証明等により認定するものとされている。

もっとも、生活保護制度はその給付財源が国民の税金で賄われており、また、収入の認定は扶助費の決定額即ちそれによって保障されるべき最低生活そのものを実質的に左右することとなる重要な意味をもっているため、実施機関においては、要保護者から提出された収入申告書の内容について、客観的に妥当性を有するものかどうかを十分検討する必要がある。例えば、収入申告の内容について疑問が生じる場合等には、行政機関としてその事実関係について内容を審査するのはもちろんのこと、関係先への照会等を通じて妥当性を明らかにすることが保護の適正な実施を確保する上で不可欠であるとされている。

これを本件についてみると、審査請求人は、XXXXXXXXXX および XXXXXXXXXX の平成23年1月から3月分までの給与明細書を提出し、処分庁は、この給与明細書に基づき3箇月の平均収入充当額を認定している。



これに対し審査請求人は、仕事を休むときは、代理人をたて、代理人に対し賃金を支払わなければならないため、XXXXXXXXXXにおける就労収入額は給与明細書の金額より少ないと主張しているが、このような場合、処分庁としては、審査請求人が代理人をたてた日時および代理人に支払った金額等についての具体的な証拠書類の提示を期限を定めて指示し、併せて処分庁においても関係先への照会を検討する等、実態の把握に極力努めた上で内容の妥当性を判断することが必要である。

この点につき、処分庁が、保護申請時に証拠書類等を求めたのみで、その後において実態の把握に努めないまま給与明細書の額を認定したことについては全く問題がなかったとはいえないが、審査請求人が仕事を休むときには代理人が審査請求人の代わりに就労し、その賃金が審査請求人の給与に含まれて支払われるという雇用形態が存在するという事は、一般的に極めて不自然であり、この点について審査請求人からも具体的な説明がなされていないことから処分庁が給与明細書に基づいて収入額を認定したことに重大な瑕疵があるとはいえず、本件処分を取り消す理由にはならない。

次に、両親からの扶養援助についてであるが、ここでは、保護の要否にかかわる審査請求人の父のローン返済金額である月額85,941円を収入認定した点について判断する。

法第4条第1項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しているが、例えば年金受給権のように、現実には資産となっていないが、要保護者本人が努力（手続き等）することによって容易に資産となり得るものであれば、ここにいう「その他あらゆるもの」として、その権利の行使が保護の要件として位置づけられる。

これを扶養にあてはめて考えると、扶養義務者による扶養が資産となり得るためには、要保護世帯以外の第三者である扶養義務者が扶養の能力と扶養する意思を有していることが必要となる。すなわち、要保護者本人の努力のみで資産となり得るものではなく、それが単なる期待可能性にすぎない状態においては、第1項の「その他あらゆるもの」に含むことはできない。一方で、例えば、扶養義務者が月々の金銭援助を申し出ている場合など、扶養義務者に扶養能力があり、かつ扶養をする意思があることが明らかである場合においては、扶養義務者の扶養は、要保護者本人の扶養請求権の行使（努力）によって、資産となり得ることになる。したがって、このような場合には、扶養請求権の行使は保護の要件として位置づけられることになる。

これを本件についてみると、処分庁の判断では、「(1) 審査請求人の両親は、同じ町内の別の場所に住居を構えているが、この家は、標準的な家屋と比較してかなり大きく、審査請求人世帯が同居するスペースは十分にある。(2) 審

査請求人の両親は、審査請求人の子どもたちに夕食を食べさせたり、審査請求人世帯に米の提供や、家中の物の持ち出しを自由にさせており、非常に良好な関係にある。(3)(1)、(2)の状況にありながら、審査請求人の両親は、審査請求人と協力して金融機関から融資を受け、審査請求人名義の土地に家を新築した。(4)審査請求人世帯は、新築後この家を両親から提供を受け、今日に至るまでずっとこの家に住んでいる。(5)この家を新築するために自らも土地を担保として提供している審査請求人世帯が、将来的に収入が減り生活の維持ができなくなる恐れがあると不安になり、保護申請に至った。」としており、このことにより、処分庁は、審査請求人の両親は、審査請求人に代わってローンを返済していると解し、住宅ローン返済は、審査請求人の両親からの「資金援助」として、月額85,941円を全額収入認定している。

前述のとおり、扶養義務者による扶養が資産となり得るためには、要保護世帯以外の第三者である扶養義務者が扶養の能力と扶養する意思を有していることが必要となるが、申請時に審査請求人の母から、審査請求人に提供している家の住宅ローンの支払いがあるため金銭的援助はできない旨の回答を得ている。また、審査請求人の父が支払っているのは父名義の建物のローンであり、審査請求人への仕送りとはみなすことはできない。したがって、このローン返済金額を審査請求人への資金援助と解すことは不当であるといえる。

よって以上のとおり、審査請求人の主張には理由があるため、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成23年 8月 9日

審査庁 滋賀県知事

嘉田 由紀子

